該市町村の額

m3　令和７年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和６年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和７年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［略］

［略］

E　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

p×δ

算式の符号

p　第31条第３項第１号の算式の符号Dに同じ。

δ　指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

F　第31条第３項第１号の算式の符号Fに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（q／r）×0.99946

q／rに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

q　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

r　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

［４　略］

（地方消費税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十四条の九の二　令和八年度に限り、法第十四条第一項の規定による地方消費税交付金の基準額は、第三十七条の四の三の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＋Ｂ

算式の符号

Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第１項の規定による基準額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

｛α×0.5×0.55×（a／b＋c／d）＋α×0.5×0.45×（e／f＋c／d）｝×0.75

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第１項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額として総務大臣が通知した額

a　当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における人口（ただし、福島県双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同

該市町村の額

m3　令和６年度の市町村税課税状況調第20表の表側「令和５年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「令和６年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該市町村の数

［同左］

［同左］

E　第31条第３項第１号の算式の符号Fに同じ。

F　第31条第３項第１号の算式の符号Gに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（p／q）×0.99884

p／qに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

p　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ａに同じ。

q　第31条第３項第１号の算式の符号Ａの算式の符号ｂに同じ。

［４　同上］

［新設］